

条例第 34 号

宇和島市下水道条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 30 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市下水道条例等の一部を改正する条例

(宇和島市下水道条例の一部改正)

第1条 宇和島市下水道条例（平成17年条例第196号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(排水設備等の工事の実施) 第7条 排水設備等の新設等の工事は、排水設備等の工事に関し技能を有する者として市長が認定した者（以下「責任技術者」という。）を選任している業者として市長が指定したもの（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。 _____ _____ _____	(排水設備等の工事の実施) 第7条 排水設備等の新設等の工事は、排水設備等の工事に関し技能を有する者として市長が認定した者（以下「責任技術者」という。）を選任している業者として市長が指定したもの（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の地方公共団体の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u>

(宇和島市小規模下水道条例の一部改正)

第2条 宇和島市小規模下水道条例（平成17年条例第198号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(排水設備の工事の施工) 第9条 排水設備等の新設等の工事は、宇和島市下水道条例（平成	(排水設備の工事の施工) 第9条 排水設備等の新設等の工事は、宇和島市下水道条例（平成

17年条例第196号) 第7条に規定する指定工事店でなければ行 てはならない。 _____ _____ _____	17年条例第196号) 第7条に規定する指定工事店でなければ行 てはならない。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が 他の地方公共団体の指定を受けた者に工事を行わせる必要がある と認めるときは、この限りでない。</u>
--	---

(宇和島市水道事業給水条例の一部改正)

第3条 宇和島市水道事業給水条例（平成17年条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(工事の施行) 第8条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指 定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行 する。 _____ _____ _____ _____	(工事の施行) 第8条 給水装置工事は、市長又は市長が法第16条の2第1項の指 定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行 する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、市長が他の地方 公共団体の長又は他の地方公共団体の長が同項の指定をした者が 給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りで ない。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。